

議案第 33 号

関市手数料徴収条例の一部改正について

関市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 6 月 7 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

関市手数料徴収条例の一部を改正する条例

関市手数料徴収条例（平成12年関市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表3の項を削り、同表中4の項を3の項とし、5の項から8の項までを1項ずつ繰り上げ、同表9の項中「8の部」を「7の部」に改め、同項を同表8の項とし、同表中10の項を9の項とし、11の項を10の項とする。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。